

○ 令和5年度熊本地震の復旧・復興事業等における積算方法等について

令和5年3月29日 4農振第3609号
農村振興局整備部設計課長から九州農政局農村振興部長あて

熊本地震の被災県（熊本県）において適用される間接工事費の補正係数については、「熊本地震の復旧・復興事業等における積算方法等について」（令和4年3月28日付け4農振第2871号農村振興局整備部設計課長通知）により通知しているところである。

今般、上記通知後も土地改良事業等請負工事積算基準において定めている間接工事費と実態に乖離が見られることを踏まえ、別紙のとおり適切に措置されたい。

なお、「熊本地震の復旧・復興事業等における積算方法等について」（令和4年3月28日付け4農振第2871号農村振興局整備部設計課長通知）は、令和5年3月31日限りで廃止する。

熊本県の担当部局に対しては、貴職から参考まで送付されたい。

1 適用対象工事

熊本県内で実施される工事で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に入札書提出期限を設定する工事。

2 補正方法

(1) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を20%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.8

(2) 間接工事費の補正

「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について」及び「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について」（令和5年3月24付け4農振第3454号農村振興局長通知）の共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る2）に該当するものとし、対象工事及び補正係数は以下のとおりとする。

【対象工事】 全ての土木工事

【補正係数】 「土地改良事業等請負工事積算基準」等により各工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.1
現場管理費	1.1

3 適用にあたって

当該補正を行って積算を行う工事であることを入札公告等に明記し、予定価格は本通知に基づき算出すること。

4 既契約工事について

既契約工事については、本通知の適用対象外とする。